

生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況

1 河川
ア BOD等

水域グループ名	水域名	範囲	類型	達成期間	指定年月日		備考
					現行		
江戸川	江戸川上流	栗山取水口より上流	A	□	S45.9.1	閣議決定	国指定水域
	江戸川中流	栗山取水口から江戸川水門まで	B	□			
	江戸川下流(1)	江戸川水門より下流	C	□			
	江戸川下流(2)	江戸川旧川	B	イ	H21.3.31	環告14	
江戸川 流入河川	利根運河	全域	B	□	H3.3.30	県告400	S48.7.31県告605の 改訂(水域名「派川 利根川」から「利根 運河」に変更)
	坂川	赤坂樋門より上流	E	ハ	S48.7.31	県告605	
	新坂川	全域	E	ハ			
	国分川	全域	E	ハ			
	春木川	全域	E	ハ			
	真間川	全域	E	ハ			
利根川	利根川下流	江戸川分岐点より下流	A	イ	S48.3.31	環告21	国指定水域
手賀沼 流入河川	亀成川	全域	B	イ	S60.3.29	県告304	
	金山落	県道白井流山線下流端から手賀沼への流入点まで	B	ハ	S50.1.21	県告53	
	大津川	全域	C	ハ			
	大堀川	全域	D	ハ			
印旛沼 流入河川	鹿島川	全域	A	ハ	S50.1.21	県告53	
	高崎川	全域	C	ハ	S60.3.29	県告304	
	手線川	全域	C	ハ	S50.1.21	県告53	
	師戸川	全域	B	イ	S60.3.29	県告304	
	神崎川	全域	A	ハ	S50.1.21	県告53	
	桑納川	全域	D	ハ			
	印旛放水路(新川)	大和田排水機場より上流	C	ハ			
利根川 流入河川	長門川	全域	B	ニ	H8.4.30	県告511	
	根木名川	全域	B	ハ	S48.7.31	県告605	
	大須賀川	全域	A	□			
	小野川	全域	B	ハ			
	黒部川上流	小堀川合流点より上流	B	ハ			
	黒部川下流	小堀川合流点より下流	A	□			
	清水川	全域	A	□	H8.4.30	県告511	
	高田川	準用河川高田川を含む全域	A	イ			
	九十九里海域 流入河川	新川上流	干潟大橋より上流	C	□	S48.7.31	県告605
新川下流		干潟大橋より下流	C	ハ			
栗山川上流		総武本線鉄道橋より上流	A	□			
栗山川下流		総武本線鉄道橋より下流	B	□			
高谷川		全域	A	□			
木戸川		全域	A	□			
作田川		全域	A	□			
真亀川		全域	C	□			
南白亀川		全域	B	□			
一宮川上流		昭和橋より上流	B	□			
一宮川中流		昭和橋から潮止堰まで	B	ハ			
一宮川下流		潮止堰より下流	C	□			
南房総海域 流入河川		夷隅川上流	三口橋より上流	A	□		
	夷隅川下流	三口橋より下流	B	□	H8.4.30	県告511	
	二夕間川	全域	A	イ			
	袋倉川	全域	A	イ	S48.7.31	県告605	
	待崎川	準用河川上待崎川を含む全域	A	ハ	H8.4.30	県告511	
	加茂川	全域	B	□	S48.7.31	県告605	
	三原川	全域	A	ハ	H8.4.30	県告511	
	丸山川	全域	B	□	S48.7.31	県告605	
	瀬戸川	全域	B	□	H8.4.30	県告511	
	長尾川	全域	A	イ			
	東京湾内房 流入河川	汐入川	全域	B	ハ	S48.7.31	県告605
平久里川		全域	A	□	H8.4.30	県告511	
増間川		全域	A	イ			
湊川		全域	A	□	S48.7.31	県告605	
染川		全域	C	イ			
東京湾内湾 流入河川	小系川上流	粟倉橋より上流	B	イ	S48.7.31	県告605	S48.7.31県告605の 改訂(範囲に「で亀 山ダム貯水池を除く」を追加)
	小系川下流	粟倉橋より下流	C	□	H5.3.31	県告377-4	
	小櫃川上流	御腹川合流点より上流で亀山ダム貯水池を除く	A	イ			
	小櫃川下流	御腹川合流点より下流	B	□	S48.7.31	県告605	
	御腹川	全域	A	□	H5.3.31	県告377-3	S45.9.1閣議決定の 改訂
	養老川上流	高滝ダム貯水池より上流	A	イ			
	養老川中流	高滝ダム貯水池より出津堰まで	B	イ			
	養老川下流	出津堰より下流	C	□	S48.7.31	県告605	
	村田川	全域	C	□			
	都川	全域	E	□			
	葭川	全域	E	□			
	印旛放水路(花見川)	大和田排水機場より下流	C	イ			
海老川	全域	E	ハ				

(注1) 達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「□」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(注2) 印旛放水路は、印旛沼流入河川及び東京湾内湾流入河川のそれぞれに記載

環告：環境省(環境庁)告示

県告：千葉県告示

イ 全垂鉛、ノニルフェノール、LAS(水生生物項目)

水域グループ名	水域名	範囲	類型	達成 期間	指定年月日		備考
					現行		
江戸川	江戸川及び旧江戸川	全域	生物B	イ	H21.3.31	環告14	国指定水域
江戸川 流入河川	利根運河	全域	生物B	ロ	H23.12.9	県告798	
	坂川	赤込樋門より上流		イ			
	新坂川	全域		イ			
	国分川	全域		イ			
	春木川	全域		イ			
	真間川	全域		イ			
利根川	利根川中・下流	坂東大橋より下流	生物B	イ	H21.3.31	環告14	国指定水域
手賀沼 流入河川	亀成川	全域	生物B	イ	H23.12.9	県告798	
	金山落	県道白井流山線下流端から手賀沼への流入点まで					
	大津川	全域					
	大堀川	全域					
印旛沼 流入河川	鹿島川	全域	生物B	イ	H23.12.9	県告798	
	高崎川	全域		イ			
	手繰川	全域		イ			
	師戸川	全域		イ			
	神崎川	全域		イ			
	桑納川	全域		ロ			
	印旛放水路(新川)	全域		イ			
利根川 流入河川	長門川	全域	生物B	イ	H23.12.9	県告798	
	根木名川	全域					
	大須賀川	全域					
	小野川	全域					
	黒部川	全域					
	清水川	全域					
	高田川	準用河川高田川を含む全域					
九十九里海域 流入河川	新川	全域	生物B	イ	H23.12.9	県告798	
	栗山川	全域					
	高谷川	全域					
	木戸川	全域					
	作田川	全域					
	真亀川	全域					
	南白亀川	全域					
	一宮川	全域					
南房総海域 流入河川	夷隅川	全域	生物B	イ	H23.12.9	県告798	
	二夕間川	全域					
	袋倉川	全域					
	待崎川	準用河川上待崎川を含む全域					
	加茂川	全域					
	三原川	全域					
	丸山川	全域					
	瀬戸川	全域					
	長尾川	全域					
東京湾内房 流入河川	汐入川	全域	生物B	イ	H23.12.9	県告798	
	平久里川	全域					
	増間川	全域					
	湊川	全域					
	染川	全域					
東京湾内湾 流入河川	小糸川	全域	生物B	イ	H23.12.9	県告798	
	小櫃川	全域					
	御腹川	全域					
	養老川	全域					
	村田川	全域					
	都川	全域					
	葭川	全域					
	印旛放水路(花見川)	全域					
海老川	全域						

(注1) 達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(注2) 印旛放水路は、印旛沼流入河川及び東京湾内湾流入河川のそれぞれに記載

環告：環境省(環境庁)告示

県告：千葉県告示

2 湖沼

	水域名	範囲	類型	達成期間	指定年月日		備考
					現行		
C O D 等	印旛沼	全域	A	□	S45.9.1	閣議決定	国指定水域
	手賀沼	全域	B	ハ			国指定水域
	高滝ダム貯水池	中之橋・山之根橋から ダムサイト	A	ハ	H5.3.31	県告377-2	
	亀山ダム貯水池	蔵玉橋・片倉橋から ダムサイト	A	ハ			
N ・ P	印旛沼	全域	Ⅲ	ハ	S59.3.27	県告305	
	手賀沼	全域	V	ハ			
水 生 生 物	印旛沼	全域	湖沼生物B	イ	H23.12.9	県告798	
	手賀沼	全域					
	高滝ダム貯水池	中之橋・山之根橋から ダムサイト					
	亀山ダム貯水池	蔵玉橋・片倉橋から ダムサイト					

(注)達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「□」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

環告：環境省(環境庁)告示

県告：千葉県告示

3 海域

	水域名	範囲	類型	達成期間	指定年月日		備考
					現行		
C O D 等	東京湾(1)		C	イ	H14.3.29	環告33	国指定水域
	東京湾(2)		C	イ			
	千葉港(甲)		C	イ			
	千葉港(乙)		B	イ	S45.9.1	閣議決定	
	東京湾(3)		C	□	H14.3.29	環告33	
	東京湾(4)		C	イ			
	東京湾(9)		B	ハ	S46.5.25	閣議決定	
	東京湾(11)		B	□			
	東京湾(12)		B	イ			
	東京湾(16)		A	□			
東京湾(17)		A	イ	S46.5.25	閣議決定		
N ・ P	千葉港		Ⅳ	イ	H17.6.3	環告47	国指定水域
	東京湾(イ)		Ⅳ	イ			
	東京湾(□)		Ⅳ	イ			
	東京湾(ニ)		Ⅲ	イ			
	東京湾(ホ)		Ⅱ	イ			
水 生 生 物	東京湾	全域(イロハニホへを除く)	海域生物A	イ	H21.3.31	環告15	国指定水域
	東京湾(イ)		海域生物特A	イ			
	東京湾(□)		海域生物特A	イ			
	東京湾(ハ)		海域生物特A	イ			
	東京湾(ホ)		海域生物特A	イ			
	東京湾(ヘ)		海域生物特A	イ			

(注)達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「□」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

環告：環境省(環境庁)告示

県告：千葉県告示